

自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人について、事故時住所に残った家族との間で別離が生じたことや、乳幼児を含む子3名を連れて避難したことなどの事情を考慮して、平成23年3月から同年12月までの間の精神的損害の増額分（一時金）として5万円の賠償が認められるとともに、平成24年4月までの生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加費用）並びに平成27年3月までの避難費用（面会交通費）及び避難雑費の賠償が認められるなどした事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人と申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 平成23年分

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (1) 損害項目 | 移動費用、生活費増加費用及び精神的損害 |
| 期 間 | 自 平成23年 3月11日
至 平成23年12月31日 |
| (2) 損害項目 | 精神的損害（一時金） |
| 期 間 | 自 平成23年 3月11日
至 平成23年12月31日 |
| (3) 損害項目 | 就労不能損害 |
| 期 間 | 自 平成23年 4月27日
至 平成23年10月26日 |

2 平成24年以降分

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (1) 損害項目 | 避難費用（面会交通費） |
| 期 間 | 自 平成24年 1月 1日
至 平成27年 3月31日 |
| (2) 損害項目 | 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加費用） |
| 期 間 | 自 平成24年 1月 1日
至 平成24年 4月10日 |
| (3) 損害項目 | 避難雑費 |
| 期 間 | 自 平成24年 1月 1日
至 平成27年 3月31日 |

第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害に係る和解金として合計348万2000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

1 平成23年分

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 移動費用、生活費増加費用及び精神的損害 | 20万0000円 |
| (2) 精神的損害(一時金) | 5万0000円 |
| (3) 就労不能損害 | 58万8000円 |

2 平成24年以降分

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 避難費用(面会交通費) | 18万4000円 |
| (2) 生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加費用) | 12万0000円 |
| (3) 避難雑費 | 234万0000円 |

第3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、前項1(1)につき、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として8万0000円を、平成24年12月5日付東京電力プレスリリースに基づく追加的費用等として4万0000円を、それぞれ支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年10月7日

(仲介委員 犀川 治)